

# 船舶事故調査報告書

平成27年9月10日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄司邦昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年3月8日 12時30分ごろ
発生場所	沖縄県石垣市石垣港 琉球観音埼灯台から真方位171° 1,700m付近 （概位 北緯24° 21.02′ 東経124° 06.86′）
事故調査の経過	平成26年3月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 琉洋丸、2.4トン ON3-70557（漁船登録番号）、個人所有 9.70m (Lr) × 1.93m × 0.66m、FRP ディーゼル機関、154.46kW、平成元年12月16日 第296-11291号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート マンボウ、1.9トン 296-22717 沖縄、個人所有 5.99m (Lr) × 2.23m × 1.17m、FRP ディーゼル機関、60.31kW、平成16年10月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 55歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和57年5月7日 免許証交付日 平成24年2月16日 （平成29年5月14日まで有効） B 船長B 男性 67歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年12月14日 免許証交付日 平成26年1月28日 （平成31年5月7日まで有効）
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部に擦過傷 B 右舷中央部外板及び操舵室囲壁に破損
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、石垣市名蔵湾南西方沖を約12

	<p>ノット (kn) の速力により、船首が浮上して船首方に死角が生じた状態で石垣市石垣漁港に向けて南南東進した。</p> <p>船長Aは、時折、船首を左右に振って船首方を確認しながら操船を行っていたが、石垣市観音埼西方沖に達して以降、同埼付近から石垣港の港口にかけて浅礁域が拡張しており、船首を左方に振ると浅礁域に接近するおそれがあり、また、船首方に他船を認めなかったため、船首を左右に振ることをせずに航行した。</p> <p>船長Aは、操舵室の両舷に渡した板に腰を掛けてリモコン操作で操舵に当たっていたところ、平成26年3月8日12時30分ごろ観音埼南方沖において、A船の船首部とB船の右舷中央部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、観音埼南方沖で船首をほぼ南南西に向けて錨泊し、船長Bが釣りを終えて帰り支度をしていた。</p> <p>B船は、船長Bが、竿（2本）やリールの片付けを終え、釣針など仕掛けの片付けで手元を見ていたが、気配を感じて顔を上げたところ、A船が右舷方約70mに接近していることに気付き、衝突の危険を感じて左舷船尾に避難し、オーニングの支柱を左手で握り、A船に向かって右手を振って大声で叫んだが、両船が衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが損傷状況を確認したところ、右舷中央部外板の破損箇所から浸水していたので、A船に伴走され、自力で航行して石垣漁港に戻った。</p> <p>船長Bは、帰港後、受診した病院で頭部及び胸部打撲と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 南南西、風力 5、視界 良好</p> <p>海象：波高 約50cm</p> <p>八重山地方には、波浪注意報が発表されていた。</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、名蔵湾南西方沖を航行中、2回、操舵室天井窓から頭を出して船首方の見張りを行ったが他船を認めず、また、波しぶきがかかったため、同天井窓から頭を出すことをやめた。</p> <p>船長Aは、約6knで航行すると船首が浮上し、船首方の水平線が見えなくなることを認識していた。</p> <p>A船は、舵輪がなかった。</p> <p>A船及びB船は、レーダーがなかった。</p> <p>B船は、黒色球形の形象物を掲げていなかった。</p> <p>B船は、水深約23mの所で船首から化学繊維製ロープを約50m繰り出して錨泊していた。</p> <p>船長Bは、B船が錨泊しているため、航行中の船舶がB船を避けるだろうと思っていた。</p> <p>船長Bは、有効な音響による信号手段として笛を持っていた。</p> <p>船長Bは、帰港後、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p>

<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A あり、B なし A なし、B なし</p> <p>A 船は、観音崎南方沖を南南東進中、船長Aが、船首方には他船はいないものと思い、船首方の死角を補う見張りを適切に行っていなかったことから、B 船に気付かずに航行し、B 船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、名蔵湾南西方沖を航行中、波しぶきがかかったので、操舵室天井窓から頭を出すことをやめ、石垣市観音崎西方沖に達したとき、船首方に他船を認めなかったため、船首方の死角を補う見張りを適切に行っていなかったものと考えられる。</p> <p>B 船は、観音崎南方沖で釣りをし、船長Bが、釣り道具の片付けを行って見張りを適切に行っていなかったことから、右舷方から接近するA 船に気付くのが遅れ、手を振って大声を上げたが、A 船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、航行中の船舶が錨泊中のB 船を避けるだろうと思っていたことから、釣り道具の片付けを行っていたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、観音崎南方沖において、A 船が南南東進中、B 船が錨泊中、船長Aが、船首方には他船はいないものと思い、船首方の死角を補う見張りを適切に行っていなかったため、B 船に気付かずに航行し、また、船長Bが、釣り道具の片付けを行って見張りを適切に行っていなかったため、右舷方から接近するA 船に気付くのが遅れ、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は、常時適切な見張りを行うこと。</li> <li>・錨泊中であっても、周囲の見張りを適切に行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

